

事務連絡  
令和2年12月14日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症の患者数増加に備えた  
人工呼吸器等消耗品の医療機関への無償配布について

新型コロナウイルス感染症の重症患者の治療に人工呼吸器を使用する際には、医療従事者の感染防止の観点から、人工鼻、HEPA フィルタ、閉鎖式吸引チューブの使用が推奨されております（「新型コロナウイルス肺炎患者に使用する人工呼吸器等の取り扱いについて」（日本呼吸療法医学会、日本臨床工学技士会））。また、体外式膜型人工肺（以下「ECMO」という。）治療の際には、径の太いECMO 用カニューレが必要とされています。

厚生労働省としては、業界団体宛に要請を行い、これらの国内在庫の確保に取り組んでいただいているところですが、世界的に感染が拡大する状況では、一時的にこれら人工呼吸器等の使用に際して推奨されている消耗品の供給が不足するおそれがあります。

こうした状況を踏まえ、人工呼吸器等を使用する医療機関における医療の継続を担保するため、各医療機関において必要となるこれらの消耗品を備蓄することが可能となるよう、今般、厚生労働省において、事業者からこれらの消耗品を購入し、人工呼吸器等を保有する医療機関へ無償配布することといたしました。配布対象製品、配布方法及び留意事項等は下記のとおりですので、貴管内の医療機関に周知いただくようお願いいたします。

なお、同旨の事務連絡を医療関係団体宛てに送付していることを申し添えます。

## 記

### 1. 無償配布する人工呼吸器等の消耗品について

別添 1 に記載する、①人工鼻、②呼吸回路除菌用フィルタ、③閉鎖式吸引カテーテル、④ECMO 用カニューレとなります。

### 2. 配布先及び配布数量の調査について

厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室医療機関調査事務局による「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム (G-MIS)」(以下「G-MIS」という。)を活用することとし、医療機関が閲覧する G-MIS のトップページに、人工呼吸器等消耗品の専用ページへのアイコンを新設しました。ご入力に当たっての操作方法等については、別添 2 の Web フォーム入力マニュアルをご参照願います。

G-MIS URL : <https://covid-19-monitoring.cybozu.com/k/#/portal>

**配布対象医療機関** : 人工呼吸器又は ECMO を保有する医療機関

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大と需給逼迫に備えた備蓄でもあることから、新型コロナウイルス感染症患者受入実績や具体的な受入予定の有無は基本的に問いません。

**入力期間** : 12月14日(月)正午から12月18日(金)18:00まで

**配布時期** : 令和3年1月中旬～下旬を予定

※具体的な配布時期は決定次第、G-MIS に登録されているメールアドレス宛にご連絡することを検討しておりますので、窓口調査の方へ G-MIS へのメールアドレス登録をお願い致します。なお、配送業務は国が委託する配送業者が行います。

### 3. その他の留意事項について

以下の事項について、必ずご確認いただき、ご了承いただいた上で配布希望数等をご入力願います。

- ・ 今回配送する製品については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号)」に定める医療機器に該当し、各製造販売業者は法令に則り必要な手続きを行った製品となります。なお、有効期間等の詳細情報は配布します製品の法定表示及び添付文書等を

ご確認ください。

- ・ 確保した製品は国際規格に準拠したもので、汎用で使用できることを確認しておりますので、メーカー等にご指定いただけないこととしております。各医療機関におかれましても、希望数量のご入力に当たっては別添1に記載する製品情報を十分にご確認ください。
- ・ 全体の配布希望数が国の確保数を上回る場合には、必ずしもご希望どおりの数量を配布することができませんので、予めご了承願います。
- ・ 現時点では2回目以降の配布は予定していないため、各製品の確保に不安がある場合や備蓄にご対応いただける場合には、必ず12月14日（月）正午から12月18日（金）18:00までの期間内に希望数量をご入力ください。また、数量は少なくとも今シーズンの対応が可能となる数量を記載してください。
- ・ 調査項目には、消耗品の使用実績などの項目もありますが、これらに記載いただいた情報は、配布数が国の確保数を上回る場合に調整が必要な際に参考とさせていただきます。希望数は使用実績に関わらず、必要な数量を記載してください。
- ・ 適切な品質管理を実施するため、配布先の医療機関情報については、メーカーに情報提供させていただきます。
- ・ 配布した製品の使用に当たっては、接続や動作の確認を適切に行うとともに、不具合等がある場合は、厚生労働省の担当者あてご連絡ください。

担当者連絡先：厚生労働省医政局経済課医療機器政策室

MAIL：[kokyuki-haiфу@mhlw.go.jp](mailto:kokyuki-haiфу@mhlw.go.jp)